事務局規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ACOBA(以下「本法人」という。) 定款第54条第4項の規定に基づき、本法人の事務処理の基準を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(事務局)

第2条 事務局に、経理担当、総務担当を置く。

第3章 職 制

(職員等)

- 第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

- **第5条** 職員の任免は、代表理事が行う。但し、重要な職員の任免は、代表理事が理事会の承認を得て行う。
 - 2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第4章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事業部長及び事務局長を経て、副代表理事及び代表理事の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第7条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長又の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長は代表理事の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第8条 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならな

い決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第9条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」 に定める。

(細 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める ものとする。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。 (平成19年3月23 日理事会議決)

附則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。(令和2年6月1日理事会改正)